

指名競争入札参加者指名基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、登別市契約事務規則（昭和63年規則第19号。以下「規則」という。）第25条の規定に基づき、指名競争入札に参加させようとする者（以下「被指名者」という。）の指名についての基準を定めるものとする。

(選定に当たっての留意事項)

第2条 被指名者の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 法的適性
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 経営状況
- (4) 工事等の成績
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

2 被指名者の選定に当たっては、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において地元業者の育成に努めるものとする。

(業者選定の方法)

第3条 被指名者は、工事の請負契約又は物件の購入契約ごとに次に掲げる要件を満たしている者の中から選定するものとする。

(1) 工事の請負

ア 当該指名競争入札に付そうとする工事の設計金額に対応する等級に格付された者。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める者

(ア) 指名競争入札に付そうとする工事がその施工上特殊な専門的技術を必要とする場合 資格者名簿（規則第8条第2項に規定する資格を有する者の名簿をいう。）に登載された者

(イ) 指名競争入札に付そうとする工事が前号により難しい理由により、特例を必要とする場合 その特例に該当する者

イ アの規定にかかわらず、市内に主たる事務所を有し、かつ、工事成績、施工技術等が優秀で契約の履行が確実と認められる者のうち、工事の設計金額に対応する等級の直近下位等級のもの

(2) 物件の購入

ア 精密性、性能の保持等の必要があると認められる特殊な物件の購入契約の場合は、当該指名競争入札に付そうとする物件の供給について経験又は実績を有する者

イ 銘柄を指定する必要があると認められる物件の購入の場合は、当該指名競争入札に付そうとする銘柄の物件を供給することができる者

ウ 国等の検定、基準、標準規格等に合格した物件の購入契約の場合は、当該指名競争入札に付そうとする物件を供給することができる者

エ 契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とする場合は、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者

(その他)

第4条 この基準に定めのない事項又はこの基準により難しい事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則 (平成6年訓令第15号)

この訓令は、平成6年7月1日から施行する。